

御議論いただきたい事項等

- 改正後の公益通報者保護法（以下「新法」という。）では、以下の事項に係る事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることが求められている（新法第 11 条第 4 項）。
 - 公益通報対応業務従事者の定め（新法第 11 条第 1 項）
 - 第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備その他の必要な措置（新法第 11 条第 2 項）
- ※ 指針の対象となる通報は「事業者内部」への「公益通報」に限られており、その他の通報は本指針の対象とはならない（事業者がその他の通報を含めた制度設計をすることは妨げられるものではない）。

＜参考条文＞

○改正後の公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）
(事業者がとるべき措置)

第十一条 事業者は、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（次条において「公益通報対応業務」という。）に従事する者（次条において「公益通報対応業務従事者」という。）を定めなければならない。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関する法令の規定の遵守を図るため、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。
- 3 常時使用する労働者の数が三百人以下の事業者については、第一項中「定めなければ」とあるのは「定めるように努めなければ」と、前項中「とらなければ」とあるのは「とるように努めなければ」とする。
- 4 内閣総理大臣は、第一項及び第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

5～7 略

1. 公益通報対応業務従事者の定め（新法第11条第1項）について

- 公益通報対応業務従事者として定めなければならない者の範囲
 - 公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という）として定めなければならない者の範囲をどのように設定するか。公益通報対応業務とは、公益通報¹を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務であるが（新法第11条第1項参照）、公益通報受付窓口を所管する部署から依頼を受けて臨時に調査を担当する職員など、常時ではなく、臨時に調査等の業務を行う者について、従事者として定める必要はあるか。
 - 公益通報受付窓口を経由しない公益通報に対応する者も従事者として定める必要はあるか。例えば、上司など職場内で公益通報を受ける可能性のある者全てを対象とする必要があるか。
 - 公益通報に係る調査やは是正等の業務を行う者であるものの、公益通報者を特定させる情報を公益通報受付窓口から知らされない者についても、従事者として定める必要はあるか。

¹ 以下、本資料では、単に「公益通報」と記載した場合、事業者内部に対する公益通報（法第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報）を意味する。

○ 従事者を定める方法

- 従事者を定める方法について、従事者の氏名を列挙するほか、従事者となる役職を列挙するなどのほか、どのようなものが考えられるか。
- 従事者を定める際に、従事者の範囲について、従事者になる者自身又は他の役職員²にとって明らかになるように定める又は伝達する必要はあるか。

○ その他検討すべき事項

² 「役職員」とは、本資料においては、役員及び労働者を意味する。以下同じ。

2. 事業者が公益通報に対して適切に対応するために講すべき必要な措置（新法第11条第2項）について

○ 公益通報受付窓口の設置

- 公益通報受付窓口の設置に関して留意すべき点はあるか。例えば、公益通報に対応する部署及び責任者を定める必要や部門横断的な窓口を作る必要はあるか。
- 公益通報対応の仕組みに関する質問や相談に対応する必要はあるか。そのような相談は必ず窓口で対応する必要はあるか。
- 組織の長や幹部に関する法令違反行為についても公益通報ができる仕組みとする必要はあるか。例えば、組織の長や幹部から独立した調査を行う必要はあるか。

○ 公益通報に対する受付、調査及び是正措置の実施、再発防止策の策定

- 公益通報の受付について留意すべき点はあるか。例えば、法律上、匿名通報も公益通報にあたり得るが、匿名通報への対応にあたり留意すべき点はあるか。

- 公益通報に対する調査について留意すべき点はあるか。例えば、既に解決している案件の場合なども含めて、公益通報に対して常に調査を実施する必要はあるか。
 - 法9条では是正措置の終了後に公益通報者に通知をするよう努めることを求めているが、このほか、是正措置の終了後になすべきことはあるか。例えば、是正措置や再発防止策がとられた後に、これらが適切に機能しているか確認する必要はあるか。
- 通報対応における利益相反の排除³
- 利益相反排除の対象をどのような範囲とすべきか。例えば、公益通報受付窓口を経由しない公益通報に対応する者について利益相反を排除する必要はあるか。受付、調査、是正、再発防止策の全ての過程において利益相反を排除する必要があるか。外部委託する場合も利益相反を排除する必要はあるか。

³ 「利益相反の排除」とは、本資料においては、自身が関係する通報事案の調査・是正措置等に関与させないことを意味する。以下同じ。

○ 秘密漏えい⁴を防止する体制

- 秘密漏えいを防止する体制に関してどのような措置が求められるか。例えば、秘密の漏えいそのものだけではなく、漏洩された秘密の拡散を防止する措置も必要か。
- 秘密漏えいを防止する体制をとるべき対象をどのような範囲とすべきか。受付、調査、是正、再発防止策の全ての段階で秘密漏えいの防止等に関する体制をとる必要はあるか。
- 公益通報者が誰であるか特定しようとする行為（通報者の探索）も防止する必要はあるか。防止するとした場合、例外は考えられるか（例えば、公益通報者を特定しなければ調査ができない場合等）。
- 公益通報受付窓口を経由しない公益通報について、どのような方法で秘密漏えいを防止していくことが考えられるか。
- 秘密漏えい防止の実効性を確保するための措置として、事案に応じて秘密漏えいを行った者への懲戒処分その他の措置を行うほか、どのような方法が考えられるか。

⁴ 「秘密漏えい」とは、本資料においては、公益通報者を特定させる情報が必要な範囲を超えて共有されることを意味する。以下同じ。

○ 不利益な取扱いを防止する体制

- 不利益な取扱いを防止する体制に関してどのような措置が求められるか。例えば、不利益な取扱いがあった場合の救済措置を適切に行うため、公益通報者に対して不利益な取扱いを受けていないか積極的に確認する必要はあるか。
- 公益通報受付窓口を経由しない公益通報について、どのような方法で不利益な取扱いを防止していくことが考えられるか。
- 不利益な取扱いの防止の実効性を確保するための措置として、例えば、事案に応じて不利益な取扱いを行った者への懲戒処分その他の措置を行うほか、どのような方法が考えられるか。

○ 以上の公益通報対応の仕組みを適切に機能させるための措置

- 公益通報対応の仕組みを組織のルールとして明確にするため、公益通報対応の仕組みに関する規程の整備及び運用が必要と考えられるが、規程の整備及び運用に関して留意すべき点はあるか。

- 公益通報対応の仕組みを役職員が知らなければ公益通報が期待できないことから、規程を含めた公益通報対応の仕組みについて役職員へ周知することが必要と考えられるが、実効的な周知の方法として具体的にどのようなものが考えられるか。
 - 公益通報者を特定させる事項という重要な情報を取扱うことに鑑み、従事者への教育訓練が必要と考えられるが、教育訓練の方法として具体的にどのようなものが考えられるか。
 - 公益通報対応の仕組みが形式的なものにならないよう、公益通報対応に関する実績の開示、公益通報に関する記録の保管、公益通報対応の仕組みの評価及び改善を行う必要はあるか。必要がある場合、それぞれどのような方法が考えられるか。
- その他検討すべき事項